

第2編

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部署の平素の業務、参集基準等について定める。

第1 市の各部における平素の業務

部 局 名	平 素 の 業 務
市長公室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報・報道体制の整備に関する事。 ・ 情報収集・提供体制の整備に関する事。 ・ 庁内ネットワークの管理運営及びセキュリティ対策に関する事。 ・ 国民保護措置のための措置の実施に係る予算に関する事。
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の職員の厚生に関する事。 ・ 国民保護措置に係る職員の給与の整備に関する事。 ・ 応急活動に必要な車両及び車両燃料の確保及び管理に関する事。 ・ 国民の権利利権の救済に係る体制整備に関する事。 ・ 市税の減免措置の整備に関する事。 ・ 特殊標章等に関する事。
生活経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市国民保護協議会の運営に関する事。 ・ 関係機関（国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関）との連携体制に関する事。 ・ 職員動員体制の整備に関する事。 ・ 市国民保護計画の見直しに関する事。 ・ 避難実施要領の策定に関する事。 ・ 研修、訓練及び啓発に関する事。 ・ 非常通信体制の整備に関する事。 ・ 市対策本部の情報発信通信手段の整備 ・ 被災情報、安否情報の収集・整理体制の整備に関する事。 ・ 外国人等への情報提供体制等の整備に関する事。 ・ 災害廃棄物処理及びし尿処理の整備に関する事。 ・ ゴミの収集及び処理の整備に関する事。 ・ 大型集客施設等との連絡体制に関する事。 ・ 農林、商工関係施設の把握に関する事。 ・ 埋葬・火葬に関する事。
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設の運営体制の整備に関する事。 ・ 避難行動要支援者の支援体制に関する事。 ・ 医療体制の整備に関する事。 ・ 防疫体制の整備に関する事。 ・ ボランティアとの連絡調整に関する事。 ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等輸送施設に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設住宅に関すること。 ・ 土木資材の調達に関すること。
上下水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の機能の確保に関すること。 ・ 下水道施設の機能の確保に関すること。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における国民保護に関する啓発に関すること。 ・ 学校施設の管理に関すること。 ・ 児童生徒の安全確保に関すること。 ・ 文化財等調査・保全に関すること。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会との調整に関すること。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む）。 ・ 住民の避難誘導に関すること。

第2 市職員の参集基準等

1 職員の参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

2 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、市の各部課は速やかに参集基準に示す体制を確立する。

3 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講じるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

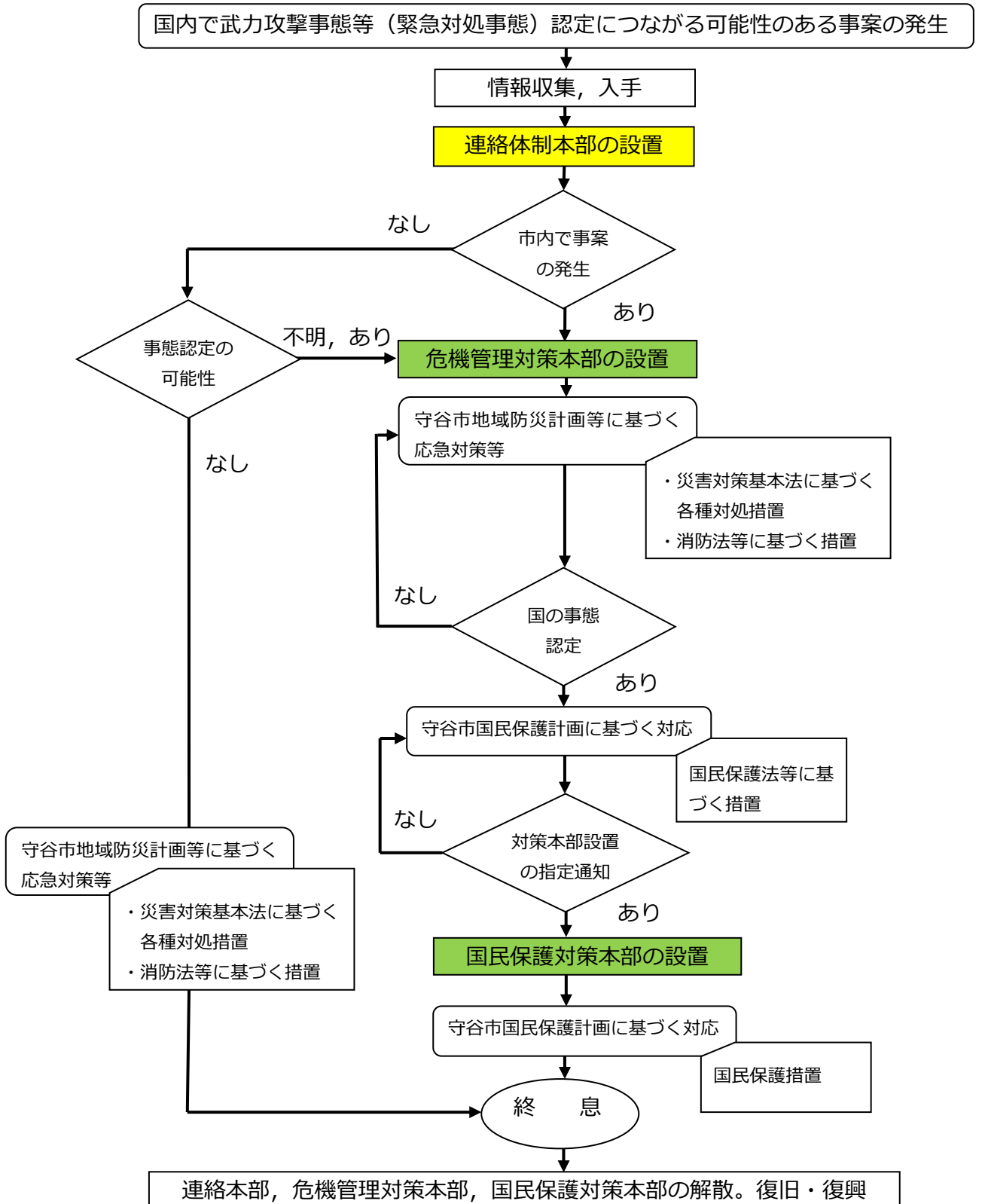
【職員参集基準】

区分	体制	参集基準	要員
事態認定前	連絡本部体制 (連絡体制)	武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定につながる可能性の事案等に関する情報を入力し、情報収集等初動対応を行う必要があるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活経済部職員 ・ 都市整備部職員 ・ 上下水道事務所職員 ・ 総務部職員 ※状況に応じ増員する
	危機管理対策本部体制 (災害対策本部体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内において大規模な武力攻撃事態等やテロ等の認定に繋がる事案が発生し、所要の対処措置で実施する必要があるときで、かつ国民保護対策本部の設置について県からの指定の通知がないとき ・ その他、市長が認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員
事態認定後	国民保護対策本部体制 (災害対策本部体制)	国民保護対策本部の設置について県の指定の通知を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員

※ 表中の（ ）内は、「災害時の体制」の編成と同等とする。

4 対応フロー

武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定につながる可能性のある事案（以下事案）に対する対応の流れは、おおむね次のとおりである。武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定の可能性不明の場合には、速やかな対応も視野に入れる。



5 市対策本部員等への連絡手段の確保

市対策本部員及び国民保護担当職員は、参集時の連絡手段として、守谷市公式市民生活総合支援アプリ「Morinfo（もりんぷお）」（以下「Morinfo」という。）又は「メールもりや」に対応した携帯電話等を携行し、連絡手段を確保する。

6 市対策本部員等の代理

「守谷市災害時初動対応マニュアル」第2章 3（1）「災害対策本部の体制」の例による。

第3 消防機関の体制

1 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部及び守谷消防署の体制

常総地方広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）及び守谷消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、守谷消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。また、市は、初動時における消防本部及び守谷消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

2 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難者の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、市民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、施設及び設備の整備、装備等の充実Morinfoによる「消防団員及び消防団員家族パスポート」の充実等の支援等に対する取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、消防本部及び守谷消防署における参集基準を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第4 市民の権利利益の救済に係る手続等

1 市民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、「守谷市災害時初動対応マニュアル」の例により市民総合窓口班が対応する。必要があれば項目ごとに担当課を定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続き項目】

項目	業務内容
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事(法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事(法第82条)
	応急公用負担に関する事(法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの(法第70条第1項・3項, 80条第1項, 115条第1項, 123条第1項)
不服申立てに関する事(法第6条, 175条)	
訴訟に関する事(法第6条, 175条)	

2 市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手續きに関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、守谷市文書管理規定等の定めるところにより、適切に保管する。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續きに関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2節 関係機関との連絡体制

市は、国民保護措置を実施するに当たり、関係機関との連携体制整備について以下に定める。

第1 基本的考え方

1 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

2 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

3 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この際、市国民保護協議会等を活用することにより、関係機関の円滑なネットワークの構築に留意する。

第2 県との連携

1 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

2 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置の整合性確保に努める。

3 警察との連携

市長は、自ら管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

第3 近隣市町村との連携

1 近隣市町村との連携

市は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃事態等の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

2 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、

消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

第4 指定公共機関、指定地方公共機関との連携

1 指定公共機関、指定地方公共機関の連絡先の把握

市は、地域の指定公共機関、指定地方公共機関との緊密な連携を図るとともに、連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

2 医療機関との連携

市は、武力攻撃事態等発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関と共に、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公益財団法人）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

3 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

第5 ボランティア団体等に対する支援

1 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団、市等と連携が図れるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救難等のための施設及び設備の充実を図る。

2 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり定める。

第1 通信体制の整備

1 非常通信体制の整備

市は、武力攻撃事態等において円滑に国民保護措置を実施するために、関係機関との情報伝達手段の確保を図る。また、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃事態等発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第2 通信体制確保のための実践的な通信訓練の実施

市は、武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳又は途絶し、若しくは庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定するなど、関係機関との実践的な通信訓練の実施に努める。

第4節 情報の収集・提供等の体制の整備

市は、武力攻撃事態等における情報収集・提供等の体制整備について以下に定める。

第1 基本的考え方

1 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃の状況、国民保護措置の実施措置の状況、被災情報その他の情報を収集又は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

2 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理・整備等を行う。

(1) 施設・設備面

ア 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達できるよう、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、緊急情報ネットワークシステム（E m－n e t）、災害情報共有システム（Lアラート）、茨城県防災情報ネットワークシステム、デジタルM C A無線機等の情報通信手段を的確に運用、管理、整備する。

イ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。

ウ 武力攻撃による災害に備え、複数の情報伝達手段の整備（地上系・衛星系等による伝送路の多ルート等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

エ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

オ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

(2) 運用面

ア 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 武力攻撃による災害に備え、通信輻輳時途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

ウ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通情報等を想定し、実施時間や電源の確保等条件を設定した上で、地域住民への情報伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了時に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関等の間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

キ 市民に情報を提供するに当たっては、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、

緊急情報ネットワークシステム（E-m-net）、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、広報車両、テレビ、ラジオ、Morinfo、ホームページ、SNS等のあらゆる手段の活用を図るとともに、高齢者、障がい者、外国人その他情報の入手が困難と考えられるものに対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

3 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティに留意しながらデータベース化に努める。

第2 警報等の伝達に必要な準備

1 警報の伝達体制の整備

市は、知事からの警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等と適宜協議を行い、協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

2 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

3 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防連第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等のさまざまな機会にを活用して住民に十分周知を図る。

4 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、市民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

5 大規模集客施設等に対する警報伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる市域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担を考慮して定める。

6 民間事業所からの協力確保

市は、県と連携して、民間事業者が、警報の内容の伝達や市民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、協力体制を推進する。

第3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

1 安否情報の種類及び報告方法

市は、避難者及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民の安否情報に関して、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する（様式-1「安否情報報告書」）の様式により収集し、原則として安否情報システムを用いて県に報告する。

事態の状況により安否情報システムが使用できない場合は、書面（電子記録を含む。）により報告することとする。ただし、事態の状況等を勘案し、やむを得ない場合は、市

長が適当と認める方法（口頭や電話など）によることもできるものとする。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 避難市民（負傷した市民も同様）<ol style="list-style-type: none">① 氏名② フリガナ③ 出生の年月日④ 男女の別⑤ 住所（郵便番号を含む。）⑥ 国籍⑦ その他個人を識別するための情報⑧ 負傷（疾病）の該当⑨ 負傷又は疾病の状況⑩ 現在の住所⑪ 連絡先その他必要な情報⑫ 親族・同居者から照会に対する回答の希望⑬ 知人からの照会に対する回答の希望⑭ 親族・同居者・知人以外の者か照会に対する回答又は公表の同意2 死亡した市民
（上記①～⑦に加えて）<ol style="list-style-type: none">⑧ 死亡の日時⑨ 遺体が安置されている場所⑩ 連絡先その他必要情報⑪ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意の有無 |
|---|

2 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

3 安否情報の収集に協力を求める機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

第4 被災情報の収集・報告に必要な準備

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。（様式-2「被災情報の報告様式」）

なお、被災情報の収集及び報告については、個人情報保護法及び守谷市個人情報保護条例の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意する。

2 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5節 研修及び訓練

市職員は、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、研修及び訓練のあり方について以下に定める。

第1 研修

1 市職員に対する研修

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、職員の研修機会を確保する。

2 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等を活用し、多様な方法により研修を行う。

第2 訓練

1 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、堅牢な建物内等への避難訓練等、武力攻撃事態等に特有の訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

2 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- (1) 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- (2) 警報・避難の指示等の内容伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- (3) 避難誘導訓練及び救難訓練

3 訓練に当たっての留意事項

訓練を実施する際は、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- (2) 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救難等に当たり、自治会・町内会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者、外国人等配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- (3) 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- (4) 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、市民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及・啓発に資するように努め、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。
- (5) 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- (6) 市は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難・救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

第1節 避難に関する基本的事項

第1 基礎的資料の収集

市は迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を別資料にまとめておく。

【国民保護対策本部において集約，整理する基礎的資料】

- ① 住宅地図
(人口分布，世帯数，昼夜別の人口データ)
- ② 市の区域内の道路網リスト
(避難経路として想定される高速道路，国道，県道，市道等の道路リスト)
- ③ 輸送力のリスト
(鉄道，バスなどの公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(鉄道網やバス網，保有車両数などのデータ)
- ④ 避難施設のリスト
(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- ⑤ 備蓄物資，調達可能物資のリスト
(備蓄物資の所在地，数量，区域内の主要な民間事業者のリスト)
- ⑥ 生活関連等施設のリスト
(高齢者，障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設，官公庁施設，福祉施設その他の施設)
- ⑦ 関係機関（国，県，市町村，民間事業者等）の連絡先
(特に，地図や各種データ等は，対策本部にディスプレイできるようにしておく)
- ⑧ 町内会，自治会，自主防災組織等の連絡先等一覧
(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所，連絡先等)
- ⑨ 消防機関のリスト
(消防本部，署の所在地等の一覧，消防団長の連絡先)
(消防機関の装備資機材のリスト)
- ⑩ 避難行動要支援者名簿

第2 隣接する市町村との連携の確保

市は，市の区域を越える避難を行う場合に備えて，平素から，隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い，また，訓練を行うこと等により，緊密な連携を確保する。

第3 高齢者，障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は，避難者の誘導に当たっては，高齢者，障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について，避難行動要支援者名簿を活用しつつ，市地域防災計画に基づき，避難行動要支援者の避難対策を講じる。

第4 外国人への配慮

避難時の誘導の際は，外国人にも的確に情報の伝達ができるよう対策を講じる。

第5 民間事業者からの協力の確保

市は，避難者の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み，平素から，

これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

第6 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を構築しておく。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導等に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録する者とされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結び付くため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、市地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

第2節 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、警察、自衛隊）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、高齢者、障がい者等避難行動様支援者、外国人その他特に配慮を要する者で、自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮するものとする。

第3節 救援に関する基本的事項

第1 救援に関する備え

市は、県から救援の一部の事務を行うこととされた場合や、市が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、市の行う救援の活動内容や県の調整事項等について、あらかじめ必要な準備をしておく。

第2 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

1 物資

備蓄場所、備蓄物資等

2 医療の提供

(1) 災害拠点病院、感染症指定医療機関

(2) 医療器具、医薬品等の備蓄

3 埋葬及び火葬

火葬施設、埋葬施設の確認

第4節 医療関係団体等との調整

市は、救護に関する派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法を医療関係団体等とあらかじめ調整する。この場合において、国及び県や医療関係団体等の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

第2編 平素からの備え

第5節 電気通信事業者との調整

市は、避難者のための通信手段の確保に当たって必要な臨時通信設備の設置について、電気通信事業者とあらかじめ調整を行う。

第6節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難者や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

第1 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市区域の輸送を行う運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

第2 輸送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難者や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市区域に係る輸送経路の情報を共有する。

第7節 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に関しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を共有するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1節 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設を把握するため、県と情報共有に努める。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

【生活関連等施設の種類】

国民保護法施行令	各号	施設の種類
第27条	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4号	鉄道施設
	5号	電通通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム
第28条	1号	危険物
	2号	毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法）
	3号	火薬類
	4号	高压ガス

	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8号	毒薬及び劇薬（薬事法）
	9号	事業用電気工作物内の高圧ガス
	10号	生物剤
	11号	毒性物質

第2節 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

この場合、県警察との連携を図る。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

第1節 市における備蓄

第1 防災のための備蓄との関係

市民の避難や避難者等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物質及び資材について、備蓄又は調達体制を整備する。

第2 国民保護措置の実施のために必要な物質及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチンの特殊な薬品のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

なお、その種類により保冷する必要があるワクチンもあるため、県の予備医療機関と連絡調整し、保冷器具（クーラーボックス等）の配備にも留意する。

第3 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村や事業者との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

第2節 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

第1 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

第2 ライフライン施設の機能の確保

市は、管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第3 復旧のための各種資料等の整備

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地積調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するように努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

第1節 国民保護措置に関する啓発

第1 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、ラジオ、Morinfo、ホームページ、SNS等の様々な媒体を活用して、国民保護の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、障がい者、外国人に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民への浸透を図る。

第2 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も生かしながら市民への啓発を行う。

第3 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対策能力向上のため、市立小中学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成のための教育を行う。

第2節 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃やテロのような武力攻撃事態が発生した場合等に市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。